平成２２年（フ）第２７号
神戸市灘区大石東町５丁目１番６―601号、従前の住所愛媛県新居浜市船木甲4013番地の３
債務者　千原　孝彦
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０号
神戸市灘区灘南通１丁目１番14号メゾンＳＡＮＯ301、住民票上の住所滋賀県野洲市西河原605番地
債務者　村松　将太
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４号
愛知県西尾市南中根町小脇93番地１
債務者　大本　和博
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３０１３号
神奈川県大和市大和東３丁目１番９号　ハイムさいき202号
債務者　奥津　是一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８号
神奈川県大和市鶴間２丁目16番12号　ハイツ諏訪103号
債務者　久保田香織
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５号
横浜市旭区左近山1186番地11　左近山団地６街区５棟204号
債務者　末武　君裕
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９号
横浜市瀬谷区南台１丁目44番地８　ヴァルツ南台303
債務者　清水　浩和
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５号
横浜市栄区長沼町618番地２　長沼熊谷ハイツ105号
債務者　川村友紀子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１号
横浜市戸塚区深谷町55番地49
債務者　山田　健介
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１号
神奈川県鎌倉市梶原２丁目17番11号　宇都宮テラスハウス２号
債務者　高橋　瑞枝
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０９号
横浜市港北区新羽町2067番地
債務者　鈴木　昌代
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目９番12号
債務者　鈴木　浩美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５号
北海道上川郡当麻町４条東２丁目10番３―224号
債務者　橋口　麻世
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７号
北海道深川市錦町５番１号　セリエⅢＤ３
債務者　虎谷真姫子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８号
北海道旭川市春光６条９丁目８番１―46号　道住ななかまど46号
債務者　田中　　治
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０号
北海道上川郡上川町本町437番地
債務者　山森　巨樹
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部